

第2回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議

平成14年8月15日(木)

タブコピアンプラザ

午後1時～

福永次長： 青森県環境生活部次長の福永でございます。今日は、二戸の市長さん、田子の町長さん、大変お忙しい中、本会議にご出席頂きまして誠に有難うございます。

本日の会議は、第2回の合同検討委員会に向けての調整の会議という主旨で開催しております。これまでの委員会、あるいは住民説明会などで色々な意見が出てきております。そういう意見を踏まえながら、両県が一体となって、どういう対策を進めていくか、という事について調整をして、次の委員会に話していきたいと考えております。

そういう事でございますので、現場は一つという認識のもとに、忌憚のない意見を交して次の委員会に臨みたい、という事でお願いしたいと思います。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します

次 長： それでは私が進行を務めさせていただきますので、宜しくご協力をお願い致します。

まず、第2回合同検討委員会、これの開催日程について資料の1に基づきましてご説明をお願い致します。

： 1に基づきまして、第2回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会の開催について、という事で、8月24日、来週の土曜日になりますが、1時から二戸市の「ワークインにのへ」多目的ホールで行いたいと考えております。検討事項については、汚染の除去と汚染拡散防止対策について、その他、という項目で行うという事で如何でございますか。これは、提案という形になるのですか。でなくて、説明だけで宜しいですか。

次 長： 良ければこれで進めたいと思いますが。宜しいでしょうか。

それではこういう事で進めたいと思います。

次に、合同検討委員会、第2回の合同検討委員会における検討事項についてという事で、最初に青森県の方から検討項目について、資料2に基づき、ご説明をお願いします。

それでは資料2に基づきまして、第2回目の合同検討委員会で、どういう事を検討して頂くか、という事を整理していきたいと思います。時間的に相当窮屈な日程になるかと思っておりますので、効率的にやるために、項目を整理して、そして第2回目そばな法的になるのではなくて、今緊急的に必要なもの、こうい

う事をやっていかなければならない、そういう事からこういうまとめ方をしております。

1 番目の現状回復スケジュール。これは全体的な将来の姿というものを見せながら、という、この前の第1回目の委員の意見もございましたので、そういう現状回復のスケジュールを示していきたい。その中に、(1)から(3)までございますが、汚染拡散防止対策について、という事で、これまでの調査概要については、先般の1回目の委員会では、余り詳しく述べる事が出来ませんでしたので、今までの調査結果の概要、それから結果。何故、そういう事が必要になってくるのか、という事を説明していきたいと思っております。

2 番目については、これは現場東側については、今年度追加調査を計画しておりますので、その内容について説明して、ご理解頂くという事でございます。

3 番目の撤去方法については、これは撤去していくわけですが、撤去するためにも、色んな課題があるかと思えます。ここには、3つの課題をある程度書いておきましたが、有害廃棄物の提示。いわゆるどういう物が有害廃棄物として、あるいは撤去の対象になるのか、という事。それから、廃棄物の種類によって、その処理方法が変わってくるのではないだろうか。同じで良いのかどうか。そういう事の処理方法の検討も必要であろうと。基本的には、色んな処理をして、それが最終処分場に入らないようにする。いわゆるリサイクルをして、リサイクルを原則とした処理方針にどういうものがあるのか。そういう処理方針を確認しておかなければならないのではないだろうか。

等々、色んな撤去方法についても、一つについても、色んなご議論があるかと思えます。こういう事を整理しておく必要がある事をまずもって説明していかなければならないのではないだろうか。

こういう事で、2番と3番については、相当技術的な範疇になるかと思えます。従いまして、検討委員会の先生方、色んな分野の先生方がいらっしゃいますが、やはりこういう事を詳細に、あるいは専門的に検討して頂くためには、何か部会が必要ではないだろうか。いわゆる、専門的な部会を設置して、それを検討することを提案していきたいと考えております。その技術部会に関する協議という事で、いわゆる部会の目的、あるいは事業内容、役割と言いますか、それからメンバー、そういうものを事務局の方から提案させて頂いて、そして、委員会の審議に入っていきたいと考えております。この技術部会が、もし了解されれば、設置要綱等については後日作成して配布する、という事にしたいと思います。

それからもう一つは、排出事業者責任。この問題も大きな問題でございますので、早急にある程度つめていかなければならないのではないかと、いう事でございます。まず1回目に課題、3つくらいの排出者責任を追及するにおいて、3つくらいの課題があるという事をご提案申し上げたわけですが。その問題について、もう一度確認し、それをどういう具合に解決していくのか、という事も一つ必要ではないだろうか。

ただし、今、現状と今後の見通し等については、環境省が調整役になって、

今月の末に首都圏を含む会議を計画しております。この内容について、環境省の方からご発言を頂きまして、その内容について説明を頂く、という事で如何なものかと考えております。そして、この会議を踏まえて、改めてこの排出者責任について協議する、というような形で進めていったら如何なものかと考えております。

それからもう一つは、その他にございますが、住民代表の方は現状1名でございますが、やはり複数名にすることが良いのではないかと。あるいはそういう事を提案されておりましたので、あるいはそういうご意見がございました。従って、それについて委員会で協議していただくと。こういう流れで1番の現状回復スケジュール全体のスケジュールを示しながら、その中の各項目についてご協議頂く。そして、2番目に排出事業者責任の追及については、環境省のご意見を頂きながら協議していただく。それから、3番目は住民代表の方を複数名にする。そういう事を協議していただく、という形で項目を絞った形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

次 長： ただ今、資料2に基づいて説明がりましたが、ご意見ございましたらお願いします。

： この1の現状回復スケジュール、それから排出者責任、その他。これをかける事については異論はないのですが、第1回目の検討委員会で、各委員さん方から色んなご意見とか、あるいは提言を頂いておりますので、基本的にはそういった意見・提言をどのように、我々両県で、それを話し合っ、つめて、論点を整理したか、という事について、一つ一つやはり答えていく必要があるのではないかと思います。各委員さんから色んな意見が提案されております。それに対しての議論を進めて、そして論点を整理した形で、検討した結果はどうだったのか。それを示す形が一つ必要ではないかと思うのですが、如何でしょうか。

次 長： ただ今の提案について。

： それは、当然必要だと思いますが、その意見・提言の中に、こういう事が色々含まれていたと私共は認識しておりましたので、もし、もう少し整理してみ、この前の1回目の議事録を見ながら整理して、この他にあれば、その部分についてはこれから両県で整理しながら、まとめて提出するという形をとらなければならないと思います。

： 例えば、具体的には、今まで両県が色々調査した部分で、どの部分が足りないとか。どの部分がまだ不備だとか。色んな部分があるのではないかと。

: うちの方で資料4の方にそのへんの前の委員会のコメントを頂いた要件などがあります。それから資料5 - 1の方にもその分を用意しているのですが、そのへんはどうなんでしょうか。

: 先の方の資料の説明をさせて頂いて宜しいですか。

次 長: 今の議論をするために必要だ、という事ですね。はい、どうぞ。

: 資料4の方に、うちの方で汚染の除去と汚染拡散防止対策をどういうふうに進めるか、用意してみたのですが、その下の方の第1回の合同検討委員会での提言とその対応という事で、1の方の提言 調査について、という事で。例えば、丸1つ目、2つ目、 の方の丸1つ目、2つ目もそうですが、撤去という事をにらんでいけば、岩手県の方でやられている、こういったものがどの位入っているか、どういう濃度が、というデータが必要だし、緊急対策という事であれば、地下水に関する詳細な調査というものが必要ではないかと。どうもお互いが少しずつ足りない部分があるという部分。それから、除去についても目標とか達成レベルというものをどのように理解したら良いのか。有害物質を直ちに除去。これも先ほどの達成レベルの関係、それから有害廃棄物というものはどうイメージされているのか、というような事。

これらを確認、あの際に一つのマップと言いますか、地図上にこういった状態にあるのか。あるいはこういった調査を両県で進めてきたのか。その結果はどうだったのか、というものを一つの地図上におとして、何が、そうするとその部分から何が足りないのか。あるいはこれから何をすれば良いのか、という事が見えるようになってくるのではないかと、というご意見があったと思うのですが。そういったものを用意する必要があるのではないかと考えているのです。

: それについては、我々の方でも考えておりまして、資料の3に実は、これは西側だけの概要版なのですが、調査結果なのですが。これに東側の今までの調査結果。そしてそれを一つのマップにおとして、廃棄物の存在の地図がありますね。一つは、ボーリングの調査のポイント。今日は図面を持ってきませんでしたが、ボーリングの調査のポイント。これは確か住民説明会で、合同の住民説明会で出したかと思いますが。そういうものとか。廃棄物がどういう物が何処にあるのか、というものを併せたものを出していきたいと。今日、これは概要版ですから。そういう事でやっていきたいと思っていました。

: それを出すことはいいですよ。

: はい、構いません。

: 同じマップの上にどういうポイントでどういう調査をして、どういう結果が

出ているのか、という。その中からこれから岩手県ではどういう調査が必要になるのか。あるいは、青森県はどのようなものが不十分なのか、というのが見えてくるのではないかと、というご意見があったと思うのですが。

： それは、この結果に付けていきたいと考えておりました。

： 分かりました。

それからもう一つは、この 3) 番目の撤去方法についてという所で、技術部会というものが設けられるような形になっていまして、これについても、うちの方の資料で大変恐縮なのですが、5 - 1 を用意していまして、技術部会の設置について、という事で。これも委員会、1 回目の委員会での提言抜粋で、その委員会の運営の仕方を少し考えて頂けないか、という事で、実行ワーキングみたいなものが必要でしょう、という発言。そして、形式ではなく実態が伴う運営の仕方を是非考えて頂きたい。という中で、確かに技術面では技術ワーキンググループ、その他の検討をして頂いて、分かり易く住民なり一般の人に説明していかないと、非常に分かり難いと。陰で何をやっているか分からない、というイメージを与えてしまう。という部分がありまして、ここでうちの方で提案したいのは、この技術部会を設置する分については異論はございません。ただ、内容、中で検討している内容は、提言への対応という事で、(2) の技術的検討事項の進め方に、高度に専門的な検討を要する事項。と同時に、技術分野の、住民により分かり易く説明する。こういう視点で、ここで言う撤去方法だけに限定せずに、ここで撤去方法について として、追加調査。それから、撤去方法等については技術部会を設置し、検討することを提案。とありますが、全体、現状回復全体、あるいは環境再生をどうしていくのか、という技術面。いずれ高度に専門的な検討を要する事項という形で、こう限定せずに、技術部会というものを設置して、検討して頂いた方が良いのではないかと考えております。

： 今回、ここで説明したのは、あくまでも第 2 回目で技術部会を設置して、その技術部会で早急に検討する事項しかここには書いておりません。参考までにうちの方の資料 5 - 2 を見て頂きたいのですが。

技術部会の役割として、いわゆる汚染拡散防止対策、あるいは撤去方法。それから調査の方法、結果の評価。それから、その他技術に専門的な知見を要する事項。そういう具合に書いておりますので、この二つに限定されたというつもりはございませんので、いわゆる、今の資料 5 - 1 にありますように、高度に専門的な検討を要する事項。こういう事で、認識は同じでございますので。そうご理解頂きたいと思っております。

： 追加調査は、今年中にやることにしておりますので、その調査内容は、今回の 2 回目の検討委員会にお諮りすることは可能ですので、その部分は、2 回目に何

を出すかという部分は、それは良いと思います。ただ、この第2回の合同検討委員会の中では、技術部会をどう運営していくかと。どういうふうな形で、内容のものを検討して頂くかという事になる、という事で良いですね。

分かりました。2回目の、という事で。

次 長： 他にはございませんか。スケジュールについて、それから技術部会について、双方了解出来る、という事で宜しいでしょうか。それから、他の説明した事項について、何かございましたら、どうぞ。

： 住民の方々の要望がございました。ここにその他3番のその他で住民代表現状1名から複数名という相談をしてみたい、という事が出ております。これで、事が足りる事になると思いますが。何とかして、3名程度の地元の人方を求めて頂きたいというのが出ておりますので。有り難く提案して頂きたいと思います。更に、新聞を見ていると、環境省では来年度の予算に対して、一定金額というものを要請して、何を一体根拠にして概算要求がなされているのか。そういうものがある程度、今回はまず第一番にそういうふうなものがうたわれております。将来の方向を示しながら、今やるべきものからやっていって。何かやられるための一つの、その様な予算、要求になると思う。そういう中で、一体どういうものをこの様にしてやっているのか、という事が相場に出ているのだ。恐らくこれから出るものであろうと思っております。そこらへんに対して、幾らかお聞きしたいと思っております。お考えがあればお聞きしたいと思っております。

次 長： 岩手県さん、ございますか。

： 額は、何を根拠に積み上げされたのかは、うちの方は聞いていませんので、概算要求をされる方針、方向は聞いておりますが、額は新聞記事でしか我々は承知しておりません。それ以外は一切聞いていませんし。

： それについては、具体的な情報というものは、我々青森県においても分かりません。

： そうなると、予算要求だけなされておって、一体何をやるのか。それは確かに2回目の合同会議から検討委員会から具体化してくるであろうと思いますが、予算だけが出来てきて、何から一体、どの様に使うのかな？という事が一つの課題になるのではないかと思います。それは、今後充分合同検討委員会で検討されるのかも知れませんが。

： 申し訳ございません。25億とか、26億、新聞に出された額については、全く聞いてはいないのですが、うちの方針としては、岩手県側の方針として来年度から撤去、有害な廃棄物と言いますか、特別管理産業廃棄物に該当する部分

なのですが、これはもう撤去を進めたい。という事は、国の方に申し上げておりますので、あとは多分、27,000 なら 27,000 立米に対する市場価格と言いますか、今まで多分適正処理センターあたりの方から、県の方に基金援助とか、あるいは補助金を出している、色々実態と申しますか、今までの実績があると思うのです。そのへんで、積み上げたのかどうかは、これは臆測するしかないのですが。いずれ、どの位の今撤去費用なのか、という全国レベルの表が何かで出したのではないかと思うのですが。これも推測の域を出ませんので。いずれ額については周知していません。ただ、撤去方針は国の方には伝えてあります。岩手側の部分として、27,000 立米については。これは、直ちにと申しますか、早速うちの議会が通れば、そういう進め方になるかと思えます。

次 長： 町長さん、宜しいでしょうか。

資料 2 について説明した件につきまして、後は。

： 住民代表の方を今 1 名という合同検討委員会なのですが、当然、うちの方も 1 名では少ないと考えておまして、これはもうここで決めたらいいのではないですか。検討委員会に諮って決めるという、これは行政側で何名と決定できるのではないですか。こちらの方で委嘱する形です。

： 要綱上、ここで決めても、何人に決めても、という事で、良ければここで決めの方が、人数まで委員会でどうのこうの、というのはちょっとですから。決めてしまいますか、ここで。

： そうすれば、提案として、今 1 名いますね。

次 長： 一応、今、岩手県さんからそういうご提案があった、という事で、人数については異論はない、という事ですので、3 名という事。それについては特に青森県の方も異論がない、という事ですので、あとは次回の出席については、要綱上で特別問題はないかどうか。両県でこれから詰めた上で、そういう関係で大丈夫であれば、そういう事という事。後は両県で事務的につめたら如何でしょうか。宜しいですか。

市長さん、町長さん、人数については如何でしょうか。特別、3 名という事で宜しいでしょうか。

そうすれば、この場で 3 名という人数については決定という事で、具体的な人選は又、市なり町なりをお願いをしながら進めていきたい、という事で次回の合同検討委員会についての出席については、両県で可能かどうかつめた上で決定、という事で進めたいと思えます。そういう事で宜しいでしょうか。

あと、資料 2 についての説明の中で。市長さんどうぞ。

二戸市長： 最初に青森県の課長さんからこの検討項目等についてお話がありましたが、

気になっているのは、今現実にある程度水が流れていますよね。水質については色々あると思いますが。緊急対策も含めてとおっしゃいましたが、緊急よりも、応急対策というか、何か今流れている水をとにかく何とかする、というのは必要ではないのでしょうか。私、凄く気になっているのです。それが、実は風評被害とか、何か、全く別な所の話が出たりもしているのですが。とにかく流れている水を何とかする。表に出ている。地下水も移動しているかも知れませんが。表流水で流れている水をとにかく何とかしながら、全体について議論していくという、その応急対策というか、緊急対策はいらぬのかなと。これでいくと、何となく遮水壁の工事があって、それから水を集めて、そこに水処理施設を作って、となりますよね。そうすると、相当な時間がかかる。それまでの間、今流れている水は良いのだろうか、というのが二戸側よりも田子側が寧ろその様な気がするのですが。それを取り敢えず簡単な装置でも、というのはある程度途中で抑えるというか、色んな技術レベルがあると思うのですが、そういう応急対策を講ずるという事が出てはこなくて、やはり基本的に遮水壁で水を集めて、その下に水処理施設を作っていく、という事になる案になりそうな気がしているのですが、何となく。ただ、その間も水は流れ続けると。今の水質についても色々大丈夫だったり、そうでなかったりする気もするのですが。それをまず何とかしよう、という事は必要ではないのかなと。そこが非常に私は気になっているのですが。田子町さんもそうだと。住んでいる方からもそんな話を聞いたりもするのです。まず、今流れている、それを何とか水処理する。それは、処理のレベルが色々ありますから、恒久的なきちんとした装置を作るには、今まで言っておられるような、ある程度水をきちんとまとめて漏らさないようにしながら、100%ちゃんと処理していくんだ、それは大事なような気はするのですが。

今、やはり、現場に行くと、この前も色んな方が視察されていますよね。黒い水とか、何か出ていて、誰が見ても、これは問題だ、と認識するように思うのですが。それを取り敢えず、表流水だけでも、何とか処置するというか、そういう事は必要ではないのでしょうか。私は、技術の先生方にもそれを聞きたいと思っているのです。というのは、ちゃんとした装置はとにかく必要だと思います。ですが、それを作るには結構時間が掛かりますよね。工事中だって水は流れる。あれを完全に別に何処かにプールを作って溜めておくわけにもいかない。そうすると、その水はずっと雨も降っていますし、流れていきますよね。それは、出来るまでしょうがないのか、というふうな問いにどう答えるのかな。そこが私は非常に気になっています。勿論、全体 82 万もどう処理するかと、それも本当に大事な事なのですが。

豊島だってまだやっていませんよね。何か、焼いたので抑えている、これからでしょう。凄い昔に起こった事件の解決さえまだ具体的に動いていないですよ。私はその間、工事をやる間、水がどんどん流れる。それを一体どうするのか、というのをやはり取り敢えずの対応というのは、必要なのではないか、という気は私は凄くするのです。で、学者先生にもその点、今のまましながら、

本当にこういう基本的なことをつめて、工事する事で良いのか。今、流れている水をどうするのか。それは、心配ありませんか？という事を私はお尋ねしたいと思っております。それは、地域に住んでおられる方、大体皆そう思っていると思います。今、現に見に行ったら、それは良いのですか？という問いにどう答えるのか。それはなかなか難しい問題ですが。応急措置というのは、何らかの形で必要なのではないか、という気がして仕方がないのです。質問ですが。

水については、非常に我々も、まず真ん中の池の様になっている所の水。それから、もう一つは一時仮置きした、あそこにある水。奥の方ですね。その二つの水を何とか処理出来無いだろうかと。いわゆる、一時処理くらいで良いから、処理出来無いだろうか、という事で、色んなメーカー、あるいは先生方に聞いてやってみたのですが、実は簡単にはいかないだろうと。取り敢えずは、あの奥の方は、遮水していますので、シートで遮水していますので、それはさておきながら、真ん中なのです、問題は。あそこの真ん中の所から、パイプでもって出ていますよね。果たして、あの水を止めて、あの堰堤が持つかどうか、という事なのです。ですから、その物理的な問題もございまして、まず水処理、今簡単な水を処理するという事は、一時処理でもそんなに簡単にはいかない。我々が今考えているのは、今月中に堰堤の補強工事をしようと思っております。まず、今のままでクラーク入って危ないと、何時崩落してもおかしくない、というような状態でありますので、まずはあそこの堰堤の補強工事をしましょうと。そして、その補強工事をした時に、今、市長さんからご提言がありましたが、その時に水を止めることが出来るのかどうか。止めることを出来るくらいの補強工事が出来るのかどうかです。もし、それが補強でもしておいても、水をある程度流しておかないと、中の水圧によって堰堤が崩れ去る、という事になれば、崩壊するという事になればもっと被害が大きくなってしまいます。という事も考えまして、今、緊急的、あるいは応急的に水を処理するという事は、科学処理ですから、非常に、あそこは電気もない所ですし、非常に難しい技術なのです。例えば、あそこの池の所にボートみたいなものを浮かべて、循環させて綺麗にする方法もあるのです。ところがあの位の水質であれば綺麗にならないと言われているのです。ですから、そういう中でも、少しずつ流して行って、今、期待感ですが、今の自然浄化、というものに今の所は期待しております。ただ、いずれにしても、それは自然浄化は限界がきます。従いまして、浄化されないでそのまま素通しで流れる可能性もありますので、だから、出来るだけ早くあそこを止めたいと考えております。そのへん、二つ、今、堰堤の補強工事をやつた時に、果たして止めてもてるのかどうか、という事も。

あるいは、もっと水の水量、タイルから出ている水をもっと少なくする事が出来るかどうか。そういう事で、その浄化作用を延命させるという。そういう方法もあるかと思っております。そのへんは、検討させて頂きたいと思っております。

二戸市長： その溜めておくというのは、危ないというか、私は流すしかないと思うので

すが。例えば、素人の判断であれですが、沈殿槽ですとか、そういうものを通過させて流してやる、というような事もあるのではないかと、いう気もしているのです。ダイオキシンなども、割合そういう所で、全部止まるというわけではないのですが、一時的に、ある程度抑える効果というのは、私はあるような気がしているのです。ですから、簡易なものでお茶を濁す、という意味では全くなくて、その本格的な工事をするための間は、暫定でも、何がしかの水処理と言いますか、ちゃんとやるためには、ちゃんとした施設がいると思うのですが。さっき、完全には綺麗にならない。しかし、例えば、10分の1にはなるとか。そういうのであれば、ある程度暫定措置とか、応急措置を一方でしながら、きちんとした工事が必要ではないのかどうか。それが、ナンセンスであればもうやらない方がいいと思うのですが。そのへん、普通何かあると、色んな事故とか何かがあると、応急手当というのは、大体ありますよね。まずは、薬をつけるか、何か体でもそうですが、それをしておいて、きちんとした措置を、それはきちんと詰めて、学者先生方のこれならば良いという話まで持って行って、そこから手術をしたり、治す方向になると思うのですが。

今、現に目の前にあるものを何とか、何分の1にでも減らしていきながら、きちんとした工事をする事が出来ないのかな？と。これは全く素人の判断ですので、私は学者先生にも尋ねてみたいと思っておりました。

：我々も同じ気持ちでございます。ただ、あそこの現場の中に、今、沈殿地とか、あるいは沈殿槽とか、工作物を作るということは非常に危険なのです。前から言っているように、あそこに重機を入れるという事は、拡散の恐れがありますので。

先ほど、市長さんが言いましたが、少し訂正させて頂きたいのですが。遮水壁を先に作るのではなくて、水処理施設を先に作ります。そして、その水処理施設の手前の所に枡を作ります。調整池。大きな調整池を作ります。まずそこに全部水を集めておいて、水処理すると。その水が、上の方から流れてくるものは、全部そこで集めて、それから今度は上の方の工事にかかる、というような順序でいきたいと思っておりました。ですから、今の質問の中に、非常に貴重なご提言があったと思うのです。要するに調整池を早く作れば良いのです。調整池を下の方に早く作って、そして今流れている水、今ラグーンに流れているルートを利用しながら、そこに汚水枡を作っておけば良いのです。そして、溜めておけば良いのです。沈殿地にして、上澄み液を流すと。いう事をしながら、工事に入っていけば良いのです。そういう事も考えられると思いますので、それはちょっと専門の先生、あるいは今さんの方と色々協議をしながら、その順序、そして何時出来るのか、という事を、何時着手出来るのかという事を検討しながら進めていきたいと思っております。

ただ、残念なことに、中には手を付けられない、という事が一つございますので、中に手を付けるのは、あくまでも堰堤の補強工事。それもコンクリートとか、そういう工作物ではなくて、いわゆる、こちらの方で一杯ありますから、

間伐材で、何というか、木作みたいな形で補強していければ、ある程度補強出来るのではないかと、という事を考えていましたので。

次 長： 宜しいでしょうか。それでは、本日の議題であります合同検討委員会の検討項目について、協議、それぞれについて協議を進めていきたいと考えております。まず、全体の現状回復スケジュールと。資料2の1番の部分につきましては、更に調整すべき部分は調整して、委員会の方にお諮りするという事で宜しいかと思えます。

： 技術部会がまだ設置されない、うちの方も結果報告、技術部会がかけられない状態であるわけですが、それは・・・よっては事前に調査資料を配布するという事で、第2回の検討委員会で技術部会が設置されたときに、その委員さん方から意見を頂くというような。

第2回の合同検討委員会でも、調査評価とか、あるいは技術部会に提案するとか。まだ、技術部会は設置されていない。という事になると、そこに提案するという形は出来ないわけですか。

次 長： それについては、岩手さんとしては次の委員会で、技術部会は設置はされていないけども、そういう内容については、委員会で事前に…………。

： 事前に資料を配布しておきまして、設置されたという事であれば、調査を早くして、技術部会にかけましよう。そして、次回までは

次 長： それについて次の2回目の検討委員会にかけれる内容を委員会にかけて、そして

： 事前に資料を配布しておきまして、意見をそこで頂いて、技術部会が設置されるまでに、技術部会で調査する形にはならないのでしょうか。それを頂いたというような

次 長： と、いう事は、技術部会に諮らないで、第2回の検討委員会で決定して頂きたい、というお話なのではないでしょうか。

： そういう形になります。

次 長： 時間的なものもあるので、という事ですか。それについてはどうでしょう。その検討委員会でそれが宜しいというご提言を頂ければ、それでもって岩手県さんの方でその調査を進めていく、というような事で宜しいのではないかと。特に、青森の方はどうですか。そういう事で。

先ほどもお話に出ていましたが、これまでの調査結果、両県で調査した内容

を1枚のものにおとして、図面におとすとか、そういう事はやっていくようにと、というようなお話もございました。まず、その調査結果、こういうものについて、資料の3ですか、青森県の、先ほども少しお話に出ていましたが、改めてこれでもって説明をお願いしたいと思います。

鎌田課長： それでは資料3については、これまでも何度も提出し、あるいは説明した内容ですので、今日ここで細かい話はしません。いずれにしても、これに合同のというか、一枚の、先ほど言いましたボーリングの地図、それからゴミのマップ。廃棄物のいわゆる、何処に何があるのかという事のマップをつけて、そして、今まで青森県・岩手県が調査してきた内容をそれぞれに説明するという形で如何でしょうか。そういう形にしたいと思います。時間も時間ですので、検討委員会では簡単に説明していきたいと考えております。

まず、我々の方の西側の調査結果、これをそのまま、あとは資料として図面的なものを出していきたいと思っておりますが、12年度に、1ページですが、12年度の調査結果及び概要ですが、この調査内容は基礎調査、それから廃棄物の分布調査と表層ガス調査と、ボーリング調査をやったと。それから廃棄物の分析を行った結果、いわゆる面積は11万平米で、いわゆる、改編前の森林基本図と比べれば、この当時40万立米容量でないだろうか、という事が言われていたと。廃棄物が最も厚いと思われる所は14.3mであった。という事が分かっております。この地点では、RDFと堆肥、この二つしか頭になかったわけですが、いずれにしても、土壌までは余り汚染は広がっていないのではないだろうか、という具合な結論を出して、それを専門家の先生に評価して頂いた結果、いわゆるこの環境汚染というものの対策を講じるためには、まだ足りない。調査が足りない、という事を言われまして、ボーリング調査の追加をする事として、13年度の汚染実態調査という具合に進んだわけです。13年度はボーリングをする前に、何処にどれだけの廃棄物が、何処に廃棄物があるのかという事をまずもって概略的に見なければならぬという事の、その方法として高密度電気探査、というものをやりながら、廃棄物がここにある。それじゃ廃棄物の種類、あるいは現状の状況、性状、そういうものがどうなっているのか、という所でボーリング調査を行い、そのボーリングのコアの中から廃棄物をとって分析をしたと。その結果、パーク堆肥RDF以外に焼却灰とか、汚泥が見つかって、これが、この4種類が大体青森県側にある、あるいは西側にあるゴミの種類であろうと、いう事が分かっております。

又、もう一つとして揮発性有機塩素化合物というものが、全般的に広がっているという事と、その高密度電気探査とボーリング調査の結果から、埋積量は約67万立米だという事が分かったわけです。ただし、その下の凝灰角礫岩そのものは、難透水性であるけども、そこに亀裂があるのではないか。いわゆる基盤が劣化している部分があるのでないか、という事が指摘されております。

従いまして、色んな対策として、結果的に囲い込みという事になったのですが、囲い込んで、脇を囲い込んで、そこに穴があいていて大丈夫なのか。と

いう事を調べなければならない。あるいは、もう一つとして、ダイオキシン、高濃度のダイオキシンがあった、そのダイオキシンの範囲はどの位になっているのか。という事を調べる必要がある、というご指摘がございまして、今年度4月から現状回復対策調査という事で、地盤の透水性調査、あるいはダイオキシンの汚染土壌調査、それからもう一つは水処理施設を作る地盤が、果たして建物に耐え得る固さにあるのかどうか。そういう調査を行っております。

その結果、基盤は劣化部は充分耐え得ると。劣化部は見付かったけども、その所は境界凝灰角礫岩の、いわゆる水を通す数値が非常に低いという事で、いわゆるダムを作ってもいいような基盤岩であるという事が分かりましたので、そこはあと、囲い込みをすれば、水の漏水というものはないだろうと。

一方、ダイオキシンの調査結果ですが、余り高い値は周りからは出てこなかったと。出てこなかったけども、これは平面的に調べた結果そうであるけども。それでは垂直分布として、濃度が高い所があるのではないかと。あるいは、低い所と高い所の、これは調査方法ですが、違いがあるのではないかと、という事で、再調査としてダイオキシン濃度の鉛直分布を今現在進めている所です。という事を説明しながら、今までの概要として、その結果としてこういう囲い込みによってまず遮水壁を作って、そして、汚染水の、あるいはゴミの流出を防止すると。防ぐと。いう事をまずやりながら廃棄物の撤去に、段階的に進めていく、という事を説明していきたいと考えております。以上です。

次 長： ただ今、資料3に基づきまして、青森県側の調査結果について説明がございました。次の委員会では、青森県の調査分、それから岩手県さんの方の調査分。これを併せてご提示する、という事で、なるべく図面なども一本化して、両方のものを一緒におとしていく、という事で宜しいでしょうか。

： 前に委員長からも言われていましたが、今度の説明は、青森・岩手でやるのではなくて、一方でやると。主催の方が岩手県さんの方ですので、課長さんの方から、こういうものも我々の資料の説明も全部して頂きたいと思っておりますが、如何でしょうか。

： 先ほど、資料の関係からお願いしているとおり、地図の関係、調査結果の関係。1枚のペーパーに落とし込みたいと。それで持って、お互いにどこが足りないのか。どこを進めてやっていくか。こういう所を充分認識してもらった上で進めたい。それから説明についても、出来る限り、今回当方が主催なものですから、第2回は当方が主催なものですから、担当の築田課長に説明をさせたいと思っております。必要に応じて、鎌田課長さん、あるいは質問に応じて答弁を頂くという事で、こういう事を進めていきたいと考えております。

次 長： それでは、当日の説明は両県で充分つめて、その上で説明は築田課長さんをお願いする、という事でお願い致します。

： 本当に日数が余りないんですが、事前の擦り合わせという所が一番大事だと思う。その所がバラバラだったものですから、委員の皆さん、あるいは住民の皆さんが、知りたい所が分からない。・・・限られた時間ですので、出来る限り近付けたいと思っております。

次 長： それは両県とも同じ気持ちだと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

それでは、この資料4に進んで宜しいでしょうか。汚染の除去と汚染拡散防止対策というようなこと。それから、先ほどからもお話に出っていますが、技術部会の設置、これについて岩手県さんの方から、資料に基づいて説明お願いしたいと思います。

築田課長： その前に、資料4を少し、先ほども説明したのですが、宜しいですか。用意してある資料4の部分で。次回検討委員会、汚染の除去と汚染拡散防止対策、という事で、検討をお願いしたいと考えているのですが。東側についての本県のスタンスは、現在こういうふう考えている、という事です。

1 つ目の汚染の除去については、そこにありますように、最終形態を「有害廃棄物の除去」というふうに位置付けております。

2 つ目の汚染拡散防止策については、これはあくまで汚染拡散防止というのは、暫定措置、緊急対策、というふうに位置付けているという事です。この2の中の(2)になりますが、汚染拡散防止の対策工事を進める。実施する場合は、出来るだけ短期間で完成させたいと。そして、完成後は即時有害廃棄物の除去に着手すると。これは、あくまで調査の結果によって、同じように汚染の拡散防止策。例えば、囲い込みとか、一緒にやらなければならない、という調査結果が出て、検討委員会でもそういうふうに判断・ご提言頂いた場合、暫定措置というふうに位置付けまして、それは出来るだけ短期間。要するに有害な廃棄物を除去出来る期間だけに絞りたいと考えております。

3 番目は、第1回合同検討委員会の提言とその対応という事で、色々提言の抜粋をそこに書いてありますが。例えば、先ほど申した通りですが、お互いにどうも少しずつ足りない部分がある、というふうなものに対する答えですよ。

それから除去に対しても、有害廃棄物、うちの方も有害廃棄物というふうに言ってきているのですが、先ほど課題の中に有害廃棄物、鎌田課長さんからありましたように、どういうふうな提言をしていくか、という事です。そういう事も含めて、その提言への対応という事。まず、調査をするという事で、地下水汚染拡散に対する調査を実施する、という事で、まず一つこれからどの様に具体的に撤去するなり、あるいは除去するなり、という形を考えていく、という事があります。それから、今、有害廃棄物と言っているのは、特別管理産業廃棄物、というふうに今までも言ってきているのです。うちの方のスタンスとして。このへんは、これから調整と言いますか、考え方を統一、同じよう

にしていかなければならないのではないかと考えております。この特別管理産業廃棄物は直ちに全量撤去すると。それ以外の廃棄物については、出来るだけ現場で分別しまして、色々交じり合っているものですから、分別して、当然環境再生に支障を及ぼすと。あそこにある事自体、自然環境に馴染まないというものについては極力撤去と。あそこで、仮にこれから色々環境再生といいますか、自然に戻していかなければならないのですが、戻るような物質。例えば、鶏ふんとか、パークで他の自然界にないゴミが混じっていないようなもの。これを来年度から、うちの簡保健センターなりで調査をしようと思っているのです。調査といいますか、研究して、自然の植栽、植生を進めていく上で、使えるもの、利活用出来るものは、そこに使うような形に戻るかどうか。それを研究した結果に基づいて、住民の方々に説明し、それで納得が得られれば、そういう還元の形もあるのかな、というふうに考えております。あそこにある全量15万立米を何とか全面的に撤去なり、利活用していきたいと。というのが今基本的に考えて、うちの方のスタンスとして、今考えている部分です。

そういう面からも、今後、例えば、汚染拡散防止策、これを暫定緊急という考え方にした場合、今の所は、これはなかなかお答えしづらい部分かも知れませんが、どの位の工事期間といいますか、今から水処理施設を設置するのにどの位かかって、囲い込みの工事期間がどの位かかって、それが最終年度、実施期間といいますか、囲い込み水処理する期間というものをどの位今想定されるか。もし、お分かりであれば、教えて頂きたいと思うのですが。

： 先ほど言いましたように、まず水処理施設を作りますね。水処理施設を作って、遮水壁の着工に入る、という事で約3年位はかかるのではないだろうか、完成するまでには。そして、それは実勢けい分も含んで、実勢けい期間を含んで約3年くらいではないだろうかと考えております。

それからその後ですが、その後は、いわゆる撤去する廃棄物の種類、それから量。残る廃棄物の質によって、維持管理の年数というものは変わってくると思うのです。従いまして、先ほど来言っている撤去方法の中に、いわゆる撤去する廃棄物の種類というか、定義というか、そういうものを明確にしながら、それだけで、それじゃどの位撤去できるのかと。そうすると、中に残るのがどの位あって、どの位の種類が残って、それでどういう水質のものが処理施設の方に入ってくるのか、という事によって全然変わってくると思うのです。従いまして、それはちょっと今、10年とか15年とか、そういう事の期限というか、そういうものは言えないと思います。従って、その前提となるのは、あくまでも撤去すべき廃棄物を何にするのか、という事をまず決めなければならない。それによって、残り、例えば残った、今の現状の廃棄物の質というものは大体分かっていますから、そうすると残ったものがどういう質になって、それで出てくる水が大体こんなものだろう、という事になります。それから、その後、言われている環境再生。いわゆるキャッピングするのかどうか。あるいはオープンにするのか。どういう材質でキャッピングすれば良いのか。それによって

も全然変わってくると思うのです。従って、それによって維持管理年数というものは変わってくるかと。

今言えるのは、遮水壁工事、いわゆる汚染拡散防止対策というものは3年間で出来あがるだろうと。そして、その撤去量によっては、何年間くらいは撤去、いわゆるトラック走りますよ、という事は言えるかと思いますが。

(テーブル B面)

工法とか、それはあくまでもそれはそこにゴミが、廃棄物が残るとすれば、あくまでもその恒久的な施設として遮水をしなければならない。遮水壁のいわゆる種類というか、何というか、材質とか。そういう感じのものを決めていかなければならないわけです。ですから、その撤去方法が大体、今、色んな種類を基本設計では作らなくてはいけないわけです。

- : 安全調査をして、どういう性質のものがあるかと特定出来ない。
- : もうその調査は終わっていますので、後は基本設計の部分で、材質的なもの、あるいは工法的なものを決めていけば良いわけです。
- : それは基本設計の中に盛り込まれる。そうすると、大体の耐用年数は。
- : 耐用年数というのは、壁の耐用年数ですか。
- : ではなくて、囲い込みで、施設全体の、どの位の年数。
- : ですから、それは残る量によっても違うし、種類によっても違うと思います、廃棄物の。だから、撤去する廃棄物の種類という定義、撤去の定義をしてもらわないと、そこで残るものも決まってくるよな。
- : 例えば、工法では前から言っている、岩手県側の処理施設、そこでは施設・・・やはり有害物質が出ているので、それは極力撤去、という提言を踏まえた形で、そういう評価というのは、
- : そのへんは、どの程度の、例えば突貫物にしますと、突貫物がどの位あるか、というのも大体分かっております。従って、そこで突貫物で良いのかどうか。突貫物だけを撤去すれば良いのかどうか、と言う事を合同の検討委員会で、やはり専門的な先生の見地、あるいはこういう種類のものであっても、種類のものであればこういう物だから、要するに突貫物だけではなくて、もっと低いレベルのものまでも撤去した方が良いとか。そういう事が出てくる可能性だってあるわけです。従って、そういう所をちゃんと、レベルを決めましょう、決め

て頂きたいという事なのです。ですから、突貫物だけで良いのか、あるいは基準を、例えば、ダイオキシンを 1000 にするのか、3000 にするのか、という事を決めてもらわなければ、我々も撤去する量というのが変わってくる、という事です。撤去する量によって、種類によって、それじゃ残るものも変わってきますね。決まってきます。それによって決まってくる、という事なのです、水の質が。そうすると、大体どの位になるだろうかと。そのほかに、要素として、ファクターとしては、キャッピングの仕方とか、そういうものが出てくるという事です。

築田課長： その基準を決めないと基本設計が決まらない？

： いや、基本設計は色々な種類の基本設計を作っても構わないと思います。材質とか、そういうものは。ですから、それは時間、時間は余りかけては困りますが、その撤去するものがどういうものであるか、という事はやはり決めてもらわないと、その次の段階、いわゆる撤去を何時までやるのか。という事は特に重要なことだと思うのです。ですから、そういうものを何時まで、何処で。例えば、こういうものを撤去するんだ、とした時に、先ほど言いましたように、撤去は良いけども、運び出すのは良いのだけども、じゃ、処理する所は何処にあるのかとか。処理能力がどの位あるのか。そういう所までも今度は基準を決めた、レベルを決めたことによって、探して歩かなければならないわけです。やれる所があるのかどうか。県内なのか、県外なのか。その県外であれば、又色々な協議、事前協議とか、そういうものもあるし。そういう事を全部やっていかなければならないので、その撤去の所を定義と言いますか、そういう所を早く決めて頂きたいな、という事なのです。

築田課長： うちの方であれば、突貫物であればこの所 2 年から 3 年。撤去は可能であると。今、そういう方針という形で進めていまして、仮に撤去することによって汚染が拡散する恐れがある、という結果が出て、そういう委員会でもそういう提言、そういうやり方をやった方が良い。という事であれば、岩手側、東側も一緒に囲い込みの中に入るような形にはなると思うのですが。そうした際にも、これまでに主張したように、突貫物を全部撤去する期間というのは、例えばおそらく 2 年から 3 年で完了してしまうのです。それ以上については、岩手側、東側としては、もう殆どそういう囲い込み遮水壁というものは、それ以降必要がないものになってしまうのです。その所も、こちらとすれば 3 年で全部撤去完了するのであれば、もうそれだけのものにしたい、というのが今の所、うちの考えなのです。これから調査をしてみないと、結果が出ないので分からないのですが。

： そういうものであれば、その部分については、全量撤去をする事を前提としているのであれば、そういう材質のものを 3 年間持てば良い、というものを

作れば良いわけです。ですから、そういう事も技術部会とか、あるいは委員会とか、そういう事で、但し、西側の方は、これだけの量ですから、何年掛かるか分からない、というような。

築田課長： ある程度性状とか、物、種類、性状、特定できるのであれば、こういった処理施設で、どの位のスペックがあれば、どれ位の期間で撤去可能だという、スケジュール的には全然今の所は出ないわけですね。それが出れば、囲い込みの工法も自ずから、こういった工法で充分 10 年、20 年は持つので、それでいくとか。それよりも長く掛かるのであれば、30 年位耐用年数が必要、持ちこたえなければならぬような囲い込み壁が必要だとか、という事になると思うのですが。

： その通りでございます。ですから、そういう考え方で今進めておりますので、基本設計を作りながら、それではその次に出てくるのは、撤去するのはどの位のものなのか。どういうレベルのものなのか、という事によって決まってくるよ。量も決まる。それから、質も決まる。残る量も質も決まる、引き算ですから。そうすると、それによってこういう材質で充分であるとか、あるいはコンクリートでなければ駄目、ダムみたいなものでなければ駄目だとか。あるいは今流行っているゴムシートの分厚いやつの、何十mでも出来るような、ああいう材質のものでも良いとか。色んな工法、材質があると思う。だから、そういうものは、やはり色んな情報をとりながら、その今の現場にあったような、一番適したようなやり方を当然選ばなければならないと思っております。

築田課長： それというのは、何時頃までに同じ地図上におとせるようになるのですか。うちの側は、これからの調査ですので、詳細調査をやって、ある程度撤去する形で汚染の拡散が出ない、とするならば、そういう囲い込みとか、遮水壁とかをとらず、最低限の安全策と言いますか、周辺への影響が出ないような形の安全策で撤去したいと思っております。例えば、特別管理産業廃棄物であれば、東側に 27,000 立米という部分がある程度既存のインフラを使っても、撤去作業を 2 年から 3 年とうちの方では今の所は推定しているのですが。一緒にそういうものを示せる時期は何時頃になりますか。

： それを突貫というものを撤去するという前提にたつてです。ですから、まだうちの方は突貫というものが撤去の対象に、まず当然突貫は対象になるだろうと。その他の物に何があるのか、という事がまだ決まっていないから、そういう計算もしていないのです。又、今言われたように、2、3 年で撤去されるという事は、行き先も決まっているという事です。大体、目途があるという事でしょう。

築田課長： これはやはり北東北 3 県、一緒のエリアの中で考えていく事になると思うの

です。一番近場とすれば。

： ですから、そういう事をまだ我々は、今、汚染拡散防止対策に今集中してきたわけです。ですから、撤去の相手、あるいは処理方法、処理対象者、処理業者、処理の種類。そういうようなものはまだ検討していませんので。ですから、何年とか、何ヶ月とか、まだ分かりません。

築田課長： 分かりました。

次 長： 前提となる事が決まっていなくて、という時点で、仮定のご質問だったような気がしますので、それについて今後検討委員会の検討を踏まえてという事になると思いますので。それは岩手県さんも同じ事だと思います。

次に、岩手県さん、資料 5 - 1 で技術部会の設置についてご説明お願いしたいと思います。資料 4 についてまだご説明、引き続いてお願いします。

築田課長： すいませんでした。今度の検討委員会の方にお諮りしたい、検討して頂きたい東側の調査内容でございまして、2 ページ目には簡単なフローチャートを付けてあります。調査計画作成する事にしまして、基本的には地形測量と、気象観測と、地質調査、という事で、地形測量、気象観測はその通りでございまして、地質調査はボーリングとそれから比抵抗二次元探査と。モニタリングシュミレーションという形にしております。詳しくは、次の 3 ページを見て頂きたいと思いますが。

上の方には汚染状況詳細把握。大気、地盤の汚染拡散可能性予測。廃棄物の撤去等の浄化手法の検討。遮水壁検討及び青森県側設置への影響予測。これは必要性を上の方に示してございまして、こういった測量観測試験を行うか、というのは、左側の方に示してあります。地形測量、気象観測、ボーリング、透水試験、揚水試験、流向・流速調査、湧水圧試験、比抵抗二次元探査と土質試験、という事。それぞれ必要性と調査の交わる地点に、調査実施内容と、それからどういう目的のためにこういう調査をするか、という事でございまして。

地形測量については、地形把握と、廃棄物分布状況。これを詳しく、詳細に把握すると。今まで、16ha を全部掘削して、15 万立米という計量は出ていますが、これを更に確認するという調査になります。その上には、平面作成とか、オルソ図作成というのが、これが内容でございまして。気象観測についてはその通りでございまして、ボーリングについては、まず汚染状況の詳細把握として、コアを採取し、その目的は廃棄物分布量把握、それから分析試験による廃棄物性状を把握するためと。このボーリングによって、廃棄物撤去手法の検討。それから、遮水壁検討。青森県側への影響予測という事で、それぞれ地盤構造及び土質性状把握、地下水汚染拡散予測、遮水壁設置の有効性検討、というような目的で行う、という事でございまして。それから、現場の透水・揚水・流向、流速調査。これは、殆ど地盤の地下水流動の予測。汚染拡散予測というための

調査、透水・揚水・流向、流速という事でやる、という事でございます。それから、湧水圧試験、これは、基盤岩にクラックがあるかないか、という圧力テストでございます。それから比抵抗二次元探査も遮水壁設置範囲をどこまでやるか、という事についての地盤改良要否検討、という事でございます。それから土質試験は、そこにありますように、地盤の地下水流動予測と遮水壁設置範囲の検討という調査を出来るだけ年内、雪が降るまでに完了し、結果を出したいと考えております。この事業再生にむけての調査、詳細調査をこういう形で行う、というものを検討委員会の方にお諮りしたいと考えております。

ここで一つ切りますか？

次 長： それでは、ただ今説明がありました、岩手県さんの汚染除去、汚染拡散防止対策に関連する、様々な調査関係について、何かございましたら、お願い致します。

特に無ければ、次に進みたいと思いますが、宜しいでしょうか。

： 地下水の流向、流速調査は、かなりプラスされるのですか。従来やっていたものに更にプラスして、という事ですか。

： 案で、最終決定ではないのですが、高度試験場で管理部分という所にまず水が集りやすいので、・・・・・・・・・・、という所を把握したいと思っております。追加になります。

： 概略の調査しかやっていなかった。非常に不十分ですので。地下水の分水量なんかも、推測の域を出なかったのです。今度は、詳細にそれを調査したいと。

次 長： あとは宜しいでしょうか。

それでは次に進みたいと思います。

次は技術部会の設置について。最初に岩手県さんの方、資料5-1でご説明お願い致します。

築田課長： 最初にも少し説明したのですが、1回目の検討委員会で提言を頂いたことを踏まえまして、技術部会。これは青森県さんの方からも提案されておりますので、簡単に説明したいと思います。

委員さんの提言内容がそこに書いてありますので、省略致しまして、提言への対応として、技術部会の設置と。合同検討委員会のもとに、技術部会を設置すると。検討事項の進め方ですが、(2)技術検討については、高度に専門的な検討を要する事項があると同時に、当該事項については、住民により分かり易く説明する必要がある、という事で、技術分野の有識員による検討を先行して行う、論点を整理した上で、合同検討委員会において、社会的検討を加え、総合的な検討を進める、という形にしてはどうか、という事でございます。

その進め方ですが、次の2ページ目を、設置素案というものと、これは目的は殆ど同じでございますので、省略致します。

一番下の図をご覧頂きたいと思います。まず、合同検討委員会委員長の指示によって、青森・岩手、両県がどういう部分について技術部会にお諮りするか、という案を考えて、ですね。提出案を技術部会の方にお諮りすると。技術部会を開き、そしてそこから提言を頂いて、更に青森・岩手、両県がその提言内容を再検討、検討して、合同検討委員会の方に提出、提案すると。合同検討委員会には、技術面プラス社会経済的な面から、総合的に検討して頂いて、両県の方に提言を頂く、という方法でございます。

内容については、ほぼ部会長とか、副部会長とか、いう事でございますし、それから、青森県さんの方では、委員さんの構成まで案を示して頂いておりますので、それは技術の方々全部検討委員会の方が入っているようですので、これはこれでいいと思います。

あと役割は、当方としては、広く、現状回復及び環境再生に係る調査とか、技術的な手法というふうにしております。当然、技術部会における検討を必要とする旨は、そこではやっていく、という形になると思います。細かく、周辺環境への汚染拡散防止対策とか、性状に応じた撤去方法とか、調査方法及び結果の評価とか、具体的に決めるのか、現状回復及び環境再生に係る調査とか。それにかかる技術的な手法、というふうに大きく括るのか。そのへんは、議論と言いますか、調整してやっていくのかな、と思っております。以上です。

次 長： それでは青森県の方、今、岩手県のご説明がありました、それに対する意見なり、についてお願いします。

： その前に、資料5-2で、青森県から出したのは、これは設置について、という事で、あくまでもメモ的な、こういうもので作っていったらどうか、という事でございます。ちょっと、やはり違うのは、2番の技術部会役割という所で大きく括るのか、それとも細かくするのか、という事は、たまたまうちの方は細かく書いてきたと。それを大きくするかどうか、という事で、それは後で調整出来るかと思えます。ただ、一つは、環境再生という言葉。この定義がまだちょっと我々良く理解していないのですが、理解していないというよりも、そこまで技術部会に委ねるのかどうかは、一つ調整していかなければならないと思えます。

それからもう一つは、6番の部会の構成案の概念図で、いわゆる見直し検討を両県がして、委員会に事務局が提案、提出する、という事になっていますが、あくまでもこれは合同検討委員会のもとにある、いわゆる技術部会ですから、その技術部会の部会長、あるいは副部会長が、それを委員会の方に報告する、という形をとった方が、宜しいのではないかと思います。そのへんがちょっと、我々はやはり委員会のもとに技術部会、あるいはそういう部会が出来れば、あくまでもその部会というのは、委員長の配下にある。従って、その委員長に

対しては、部会長が報告していった、その主旨は同じですよ。主旨は同じですが、そのやり方としては、やはり部会長が報告して、その委員会で協議して頂く。あるいは意見を頂く。という形の方が、宜しいのではないかと、という事で、ご意見をあげたいと思います。

構成委員については、これは技術の先生方皆でございますので、この先生にお願いしたいと。それから我々の方の一つの考え方ですが、これは部会、技術部会、非常に専門的になると思います。従いまして、開催の場所は技術部会の場所は、あくまでも今までの合同会議、合同検討委員会とは種類が違うと思うのです。従いまして、場所は限定しないと。いわゆるその先生方の一番都合の良い場所にして、何度も開催できるような環境を作っていっていただければと思います。以上です。

次 長： 今、岩手県さんの案に対して、青森県側から意見という事で出しましたが、これについて岩手県さん何かございますか。

： 今の報告、部会長の報告の件ですが、我々は技術部会としてのスタンスは、いわゆる技術的な、論点を明確にすると。つまり、初歩的な問題として、第1回検討委員会で、大体にして調査の項目にそこがあると、いうご指摘を受けているわけですから、その技術的な論点を明確にさせていただく、という事が技術部会の第一目的です。そこで、我々が出した技術的な素案に対して、どの様な問題点があって、論点をどう整理すれば良いか。という事は、技術部会でご指摘頂いて、それについて両県で又受けて、それについてこう対応した、こう改善した、という事。つまり、論点を明らかにしていく、という意味の技術部会の設置の主旨と我々は考えていますので、あくまでもこういうご指摘を受けて、こういう論点が明確になって、それを両県で検討して委員会案を提出しますと。論点はこれです、というふうに示すために、これについては、両県から提案する、という形に我々は考えております。その点で又ご意見があれば伺いたいと思います。

： 技術的、論点を整理するというのは、委員会でも何処でも出来るのであって、要するに専門的な、いわゆるこの先生方が何のために技術的なもののために委員になって頂いているのか、という事を考えて頂きたいのです。要するに、我々が分からない技術的なもの、色々、先ほどから調査の方法とか、現状回復の技術とか。そういうものを色々議論頂く。それが技術部会だと思うのです。そうすると、その専門的な話を、分かり易くまとめるのも結構ですが、そういう、いわゆる何というか、本当に言葉が足りないかも知れませんが、専門的なものを作って頂くわけですから。論点の整理というのとは違うと思います。あくまでも、技術的な調査の内容、あるいは調査の仕方、ステップ、それから技術、回復技術の方法。そういうものの検討を頂く部会だと位置付けるべきではないかと思いますが。如何でしょうか。

- : 部会長からの報告というのは何かを決定した、という報告をするわけでしょうか。何か部会で決定した、という事項について報告するのでしょうか。
- : そういう決定する場合もあるだろうし、こういう具合に今議論になっている、という中間報告の場合もあるだろうし。色んな面が出てくるかと思います。
- : 決定するとなると、ここに権限を与えるわけですね。そもそも、合同検討委員会の持ち方自体の問題になると思います、これは。合同検討委員会で、この前の記者会見の時もそうですが、合同検討委員会で何か決定するのですか、というご質問に対して、それはその都度都度、頂いたご提言に対して、行政サイドが又その対応を考えていって、又お諮りしていく、という形の委員会の持ち方ですから、何かを決定するという事ではないと思うのですが。如何でしょうか。
- : 大変失礼しました。決定機関ではございません。ですけども、あくまでも私の言っているのは、専門的な技術的な、そういうものを議論する。そこに集中した形で、集中した形で議論する部会ですから、そこはあくまでも行政の方から、色んな論点を出しながら、疑問点、あるいは必要な部分。先生方の知見を頂く、という形ですから。それは、そういうもので部会長の方から、親元の委員会の方に報告する。あるいは、説明する。そしてその委員会の中で、もっと広い意味での、ここで岩手県さんの案にありますように、色んな社会的な要素を加えながら、そこで提言を頂く、という形になるかと思いますが。
- : 確認させていただきますが。つまり、何か決定するものでもないし、例えば、素案を出しますよね、部会に。そしてそこでこういう技術的欠陥があるとか、要検討の課題があるとか。こういう事をやりなさいとか。例えば、こういう事があるよとか。全く我々の知らない、新しい技術的知識を頂くとか、そういう事がありますよね。それに対して、技術部会でこういうご指摘とか、ご提言を頂いた、という事を部会長から報告して頂いて、それについて両県はそれを受けてどう対応したか、という事は当然提出案として出されるわけですよ。そういう整理であれば、どちらの考えでも我々は構いません。
- それから、前にうちの課長の方からもお話しましたが、検討委員会の持ち方もそうですよね。提言があって、それに対してどう対応していくか、という事は、これは次回の委員会でもご報告するという事は宜しいですよ。いずれ、検討委員会も部会も、持ち方は同じだという認識であれば、やり方、流れというのは特にこだわりません。
- : 私共で考えたのは、技術部会というのは、純粋な技術面でのおそらく議論になると思うのです。そうすると、そこに、あとの合同検討委員会の場では、経

済的な面とか、あるいは社会的な面というのが、加味された上で合同検討委員会と申しますか、総合的と言いますか、総合的な議論をして頂くわけですね。そうすると、そこに純粹議論で、報告された部分について、うちの方が全くそこに意見とか、あるいは検討事項が入らなくても良いかどうか、という事だったのです。技術的な面で、こうやった方が非常にベストだ、という事で提案された時に、行政対応としてはそこまでは、とてもじゃないけども、経済的にも無理だとか。いう場合がある場合も想定できるわけです。そうすると、それはとても県の経済情勢とか、色んな面で社会性からしても、それは無理ではないですかと。技術面では可能かも知れないが、という部分をワンクッション、やはり行政と言いますか、おろして頂いて、こっちの意見、あるいは検討事項を加えた形での提言という、ワンクッションと言いますか、そういう検討する、頂いた上で両県で話し合って、それをもう一回合同検討委員会の方に両県から提案する方が良いのではないかと。

： その通りなのです。その通りなのですが、あとはただやり方なのです。要するに事務局の方から、県の方から出すか。あるいは部会の方から報告してもらうか。これだけなのです。形としては、

： 理解していればいいわけですね。

： 勿論、それは行政が理解していないと。

： そこらへんの共通認識が一致しているのであれば、あとは両県でもう少し打ち合わせをすれば、そこらへん整理出来ると思いますので。

築田課長： それと、委員さん方大変お忙しい方々ばかりですので、なかなか一堂に会してというのは無理があるのです。それはそれなりに、一番集りやすい場所を設定するというのはいいのですが。これはそうすると東京が一番いいとかになると、何回も何回も東京でだけ開かれるようになってくると、なかなか住民の方々には見え難いと言いますか、そういう所でやられてしまうというのが心配なのです。

： それについては、東京固定という事ではなくて、今おっしゃったような心配な部分が出てくれば、それは又こちら、地元の方で、この部分については地元で開催すればどうかとか。そこらへんは固定するわけではないと思います。固定する案ではないですね、青森県も。そこらへんは状況を見ながら、場所については協議していけばいいのではないかと。少なくとも、合同検討委員会につきましては、地元でやりましょう、という基本がございますので、この技術部会については、青森県の案としては、あくまでも固定しないで、今、築田課長さんがおっしゃったような部分が出てくれば、それは地元の方で開催すると、というようなことも考えてもいいと思います。そこらへんは、その時、その時で

柔軟に考えていけばいいのではないか、という気がします。

築田課長： はい、分かりました。それから検討委員会のメンバーですが、技術の委員さん方が全部、今の所は全部入っているわけでしょう。多いか、少ないかは、これから又調整できると思います。

次 長： そうすれば、あとは技術部会の関係につきましては、両県でもう少し細かい所整理する、という事で宜しいでしょうか。市長さん、町長さん、特に何かございましたらどうぞ。

： 技術部会というのは、要するに両県の案を何か色んな角度から指摘するようになるのですか。一緒に案を作るというよりも、何か一歩脇にいて、問題があれば指摘するという事。一緒に案を作るというのとは少し違うのですかね。それが深まれば、結局同じ事にはなると思うのですが。どうする、こうする、というのは両県が作って、それに対して問題があるものについては、「ここが問題だよ」と指摘をする、そういう感じになるのですか。自ら、こうやろう、ああやろうと。もっと入ってくるというよりも、忙しいですから、そうになってしまうのですかね。両県が案を作って、問題点を指摘して、それを持ち帰って又両県が、それじゃ、それにどう答えるか、という事での案を作り直す。そうすると、やはりコンサルみたいなものの協力も、これから得ていくのですか。両県というか、やはりものを汲み上げていくには、ある程度知見がないと、勿論、かなりあるとは思いますが、具体的に、設計はプロが設計するんでしょうけども。そこまでの間を繋ぐというのは、コンサルみたいなものも入るのですか、現実には何かを作っていくわけですよ。そしたらこれにはどの程度のものをどうしていくか、という案を作っていく時に、要するに、役所が作る、役所が結果としては作るのですが、役人の頭で作るのか、コンサルみたいなものをいれて案を作って、それを先生方に批判してもらうのか。どういう形なのです。そういう形ですか。

： 例えば、今、我々 12、13 という具合に調査をしてきました。これが一番分かり易いと思うのですが、我々ワーキングを持っていましたので、コンサルから調査方法の案というものが出てくるのです、最初。そして、我々と協議します。行政とコンサルと協議します、委託して。それを今度、協議した内容を、いわゆるここであれば部会にかけるわけです。こういう事をやりたいと。こういう具合にやりたいと、いうふうにかけるわけです。そこで、色んなアドバイスを頂くわけです。その我々が持っていった案を修正するわけです。修正して、それを今度こういう具合にしますと。いう具合にかけて調査が始まります。調査が始まった段階で、中間的な段階で、中間報告をもらいます。中間報告をもらった段階で、もう一度開きます。開いて、今までのやり方で良いのかどうか。足りないものはないのかどうか。無駄なことはやっていないかどうか。そうい

う事を又アドバイス頂きます。そして、修正できるものは修正しながら、次のステップへ進むと。そして、一つのを完成させていくという形なのです。

： 技術部会は、技術に関しては相談する所。

： そうです。でいいですね。

次 長： それでは技術の関係は以上で終わりたいと思います。

次に排出事業者責任、この関係でございますが、資料6という事で、岩手県さんの方で準備されているものがございますので、これについてご説明お願いしたいと思います。

築田課長： 排出者責任の追及方法という事で、これは本県の今までやってきた事が、8月まで、8月2日に「はぶきけんせつ」に措置命令を二戸保健所の方からかけておりますが、ここまでの対応が岩手県側でやってきた排出者責任。まず、昨年1月から2月、ここで二戸保健所が埼玉県の懸南衛生という所に、報告徴収をかけた際に、懸南衛生の方から出された取り引き先150社について、報告徴収をかけて、この報告徴収をかけているのは150社にかけております。排出食品が不法投棄されて、特定されたのが約20社。これからは色々回答は出てきているという事でございます。それから150社に報告徴収をかけた中で、回答が出てきていない社も何社もあります。これとは又別に、懸南衛生、埼玉県の懸南衛生の破産管財人の方から、マニフェストを、これも懸南衛生に報告徴収をかけた分ですが、破産管財人の方に全てそういう資料が渡っていますので、そちらの方からマニフェストで報告が出てきています。これに基づいて、現在排出者リストを作成していると。

こういう調査、一連の調査の中で、掘削調査の結果、廃プラスチックが出てきたと。その廃プラスチックの中に、製造番号が記載されていた部分があって、そこを排出者責任を追及した所、「はぶきけんせつ」という所が、再委託基準違反をしていた、という事で、8月2日に措置命令をかけている、という事でございます。現在は、14年8月以降、青森県とこれは共同作業という事で、青森県側は三栄化学からの実績報告書によってリストを作成しておりますし、岩手県は懸南衛生の排出者リストから作成しております。

この共通リストを作成し、統一リストを確定した後に、環境省が関係、その排出事業者を所管する各都道府県、道は入りません。都、県、政令市の方に今後排出事業者の責任追及をどの様にしていくか、という事の連絡会議と言いますか、協力要請の会議を開くと。これが8月末が予定されている、という事でございまして、そこから出発、排出者責任の本格的な作業が出発すると。9月から両県、おそらくこれは両県知事名で報告徴収がかけられ、共通リストの排出事業者にかけていくと。その報告徴収をかけるにあたって、出てくるもの、出てこないもの。回答されたものについて、違法性があるか、無いか、という

審査が始まる。その際に、関係する都・県・市に協力を頂きながら進めていくと。違法性があれば、その都度、措置命令等を発する、という流れになってきております。これは環境省の方でも、個々の進め方、今、両県協議している最中ですので、期日は8月末となっておりますが、それがもう少し前になるのか、遅れるのか、はっきりしない所がありますが、共通リストは両県作成している、という状況になっております。

今後の排出事業者の責任追及のスケジュールと言いますか、10月頃までのスケジュール、という事でございます。これを、一応資料として出すか、あるいは国の方から別の説明資料が出てくるか。そのへんは今の所は分かりませんので。一応、こういう形で今後の予定を考えている、という事は国の方に相談してみたいと思うのです。こういう形で良いかどうかを。

次 長： ただ今の説明について、何かございましたらお願いします。

： 岩手県さんに申し訳ないのですが、環境省の方と私共先ほど言いましたように、環境省の方からも、今の状況報告をして頂くという事で、交渉頂いて、それで資料をどういう具合にするか、決めて宜しいでしょうか。それでお願いしたいと思います。

次 長： それでは、排出事業者の関係は以上で終わりたいと思います。

本日予定しております議題としては、以上でございますが。その他に何かございましたら。市長さん、町長さん、何かございましたら。

又、次の合同検討委員会にはお願いしたいと思います。

それでは、本日の会議で、次の合同検討委員会に向けての整理をした、という事で、一応改めてもう一度確認したいと思います。

まず、第2回目の合同検討委員会の日時、場所について決定致しました。場所につきましては、二戸市の「ワークインにのへ」という事で、8月24日土曜日の13時からという事でございます。

それから、住民代表の方は、3名という事で第2回目から出席して頂く方向で、これから市・町にもご協力を願って人選を進めていくと。手続き的に間に合わなければ、2回目は無理だという事で、これは岩手県と青森県、協議していきたいという事でございます。

3点目が、これまでの調査結果という事で、両県で調査した内容を整理して、委員の皆様に通して見て頂けるようなものをきちんと整理して準備すると。そして説明は岩手県の課長さんをお願いする、という事でございます。

4点目ですが、岩手県の方でこれから行う予定になっております、汚染の関係の調査。色んな調査、これにつきましては、調査内容につきまして事前に委員の方に送付して、次の検討委員会で決定、という事で進めていきたい、という考え方で作業を進めていく、という事でございます。

5点目、技術部会につきましては、本日出ております両県の案をベースにし

て、細部を両県でつめて決定して、次の委員会にお諮りすると。大まかに言えば、以上の点だったかと思いますが。そういう事で、次の合同検討委員会に向けて、又、両県で色々作業を進めていきたい。又、二戸市さん、田子町の方にも是非協力をお願いしたいと思いますので、宜しくお願ひしたいと思います。

それでは本日の議事は以上で終了させていただきます。

： 最後、私の方から一言だけ。

今、次長さんの方からまとめの発言を頂いたわけですが、私の方も一つだけお願ひをしておきたいと思っております。第1回の合同委員会、あるいは住民に対する説明会の中で、非常に分かり難いという、これは重い指摘だと思ひます。これは青森県、岩手県に対する非常に重い指摘だと思っております。そこで、あと9日、10日ですか。というふうな限られた時間ですが、この中で出来る限り資料は一本にまとめると。それから、そこにおける、会議における発言についても、一つ当方の課長、今回は務めさせていただきますが、説明も一本化したいという事でございます。かなり限られた時間ですが、何とか宜しくお願ひをしたいと思ひます。

私、そこに至るまでの両県の協議が一番大事だと思うのです。とにかく、資料を持ち寄って、説明するのはそれで良いと思うのですが、やはり現場は一つでありますので、そこに至るまでの協議が非常に大事なのかなと思っております。青森県の場合は16haの中に、67万トンですか。非常に密に入っていると。岩手県側の方は、11haの中に15万立米が入っているという、こういったような、当県の方は非常にまばらに入っている。形、状態が全く違うわけです。これを一緒に議論しましょう、という事で、非常に難しい点ではありますが、やはり現場は一つだと。それから、それに対する住民も一つであると。こういう事で何とか説明についてご理解を頂けるように、委員の皆さん、住民の皆さん、ご理解を頂けるような体制をとっていきたいと。これからの協議が大切だと思ひますので、宜しくお願ひをしたいと思ひます。

それから、田子町長さん、二戸の市長さん、お忙しい中、今日をご参加頂きまして、本当に有難うございます。